

墨田区のお知らせ2013.1.21

すみだ

2つの矩形が寄り添うシンボルは、
墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、
区および区職員との協働・協治を表すものです。

発行：墨田区（税務課税務係） ☎5608－6008 〒130－8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

税の特集号

☎ http://www.city.sumida.lg.jp/

申告はお早めに
特別区民税・都民税の
申告受付が始まります

今年も、確定申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税、所得税、贈与税、個人事業税が3月15日(金)、個人事業者の消費税・地方消費税が4月1日(月)です。
3月になると受付窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いします。また、申告書は郵送でも受け付けています。申告書の書き方が分からないなど、ご不明な点は最寄りの各税務関係機関にお気軽にお問い合わせください。



昨年秋に行った「税理士による税の無料相談会」の様子



特別区民税・都民税の申告

【とき・ところ】表1のとおり

【申告が必要な方】▶平成25年1月1日現在区内に在住し、昨年中に事業、不動産、公的年金、配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方 ▶給与所得者で特別区民税・都民税が給与から徴収されていない方、または昨年中に会社を退職した方 * 所得税の確定申告をする方は、特別区民税・都民税の申告の必

要はありません。 ▶墨田区に住民登録はないが、区内に事務所または事業所、家屋敷を所有している方

【特別区民税・都民税の申告に必要なもの】

▶申告書等 ▶印鑑 ▶収入（源泉徴収票等）や経費の明細書 ▶控除を受けるための書類（医療費の領収書、生命保険料、地震保険料の控除証明書等） * 所得税の確定申告を行う場合も同様です。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

【とき・ところ】表1のとおり

【申告が必要な方】2面を参照

■年金所得者の確定申告不要制度

昨年から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。なお、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、申告書

を提出する必要があります。また、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

個人事業税の申告

【とき・ところ】表1のとおり

【申告が必要な方】個人が営む事業のうち、前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金額が事業主控除額290万円を超える方 * 所得税や特別区民税・都民税の申告をする方は、個人事業税の申告の必要はありません。

■申告期間・場所(表1)

税の種別	とき(申告期間)	ところ(申告場所)
特別区民税・都民税	2月5日(火)～3月15日(金) 午前8時半～午後5時	区役所会議室21 (2階)
	3月11日(月)～15日(金) 午前8時半～午後5時 * 正午～午後1時を除く	▶緑出張所(緑3-7-3) ▶横川出張所(横川5-10-1-111) ▶文花出張所(文花1-32-1-102) ▶墨田二丁目出張所(墨田2-14-4) ▶東向島出張所(東向島2-38-7) (本所・向島税務署では実施しません。)
所得税	2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時15分～午後5時	▶本所税務署(業平1-7-2) ▶向島税務署(東向島2-7-14) * 2月24日(日)、3月3日(日)に限り、東京国税局会場(千代田区大手町1-3-3・大手町合同庁舎3号館)で確定申告書の受付と作成のアドバイスを行います。 【受付】午前8時半～午後4時 【相談】午前9時15分～午後5時 (本所・向島税務署では執務を行っていません。)
贈与税	2月1日(金)～3月15日(金) 午前9時15分～午後5時	
個人事業者の消費税	2月18日(月)～4月1日(月) 午前9時15分～午後5時	
個人事業税	2月18日(月)～3月15日(金) 午前8時半～午後5時	▶台東区税事務所(台東区雷門1-6-1) ▶墨田都税事務所(業平1-7-4)

①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

②区役所、各出張所では、給与・年金所得のみで住宅借入金等特別控除、寄附金控除、雑損控除等を除く所得税の還付申告書の提出も受け付けます。

税理士による無料申告相談会

■小規模納税者などのための相談会

とき	ところ
1月28日(月)～2月1日(金) 午前9時半～午後4時	本所法人会館 (業平1-7-12)
2月1日(金)・4日(月)～6日(水) 午前9時半～午後4時	曳舟文化センター (京島1-38-11)
2月4日(月)～6日(水) 午前10時～午後4時	みどりコミュニティセンター (緑3-7-3)
2月12日(火)・13日(水) 午前9時半～午後4時	すみだ中小企業センター (文花1-19-1)

③当日直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。

④いずれも正午～午後1時を除きます。

⑤譲渡所得(土地、建物、株式などの譲渡)について相談する場合や、相談内容が複雑な場合は、管轄の税務署へご相談ください。

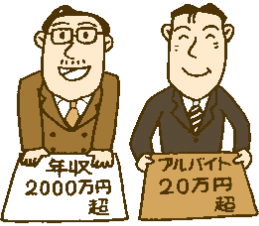
⑥申告書の提出も受け付けます。

⑦税務書類の作成依頼や税務相談は、税理士にご依頼ください。

所得税の確定申告、贈与税の申告、個人事業者の消費税の確定申告

所得税

確定申告をしなければならない方



▶事業、不動産、土地・建物等の譲渡所得のある方

▶給与の収入金額が2000万円を超える方

▶給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得のある方

▶給与を2か所以上からもらっている方 など

確定申告をすると所得税が還付される方
(源泉徴収税額のある方)



▶給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済の場合を除く)などを受けられる方

▶年の途中で退職した後、再就職しなかった方(年末調整をしていない場合) など

贈与税



▶個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、財産の価格の合計額が110万円を超える方

▶父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方(非課税であっても申告書の提出は必要) など

消費税・地方消費税(個人事業者)



▶平成22年分の課税売上高が1000万円を超える事業者

▶22年分の課税売上高が1000万円以下で、23年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者 など

国税の申告から納税までの流れ



よくお問い合わせいただく質問について、お答えします

給与などの所得のある方の税金

Q1

専業主婦ですが、パートを始めました。いくらまでの収入なら税金がかかりませんか。また、夫の税金はどうなりますか。

A1

収入100万円以下であれば、特別区民税・都民税(以下「住民税」といいます。)、所得税ともにかかりません。収入100万円超から103万円以下であれば、所得税はかかりませんが、住民税はかかります(表2参照)。
夫の税金については、所得税や住民税の計算上、次の要件に当てはまれば配偶者控除または配偶者特別控除を受けられます。
配偶者控除は、パートの収入が103万円以下であれば定額(所得税は38万円、住民税は33万円)が控除されます。配偶者特別控除は、パートの収入が103万円超から141万円未満の場合に、その収入に応じ、一定の金額が控除されます。ただし、夫の合計所得が1000万円超の場合は適用されません。詳しくは、表2をご覧ください。また、公的年金等収入の場合の課税・扶養の関係については、表3をご覧ください。

Q2

医療費控除の対象となる医療費はどのようなものですか。

A2

医療費控除の対象となる医療費は、医師、歯科医師に支払う診療費や治療費のほか、治療や療養に必要な医薬品の購入費などです。また、通院にかかる交通費も控除の対象となります。
ただし、美容目的の歯科矯正費や健康診断(例外あり)・予防接種の費用、自家用車で通院する場合のガソリン代・駐車料金などは対象となりません。
なお、生命保険契約や健康保険から支給される入院給付金、出産育児一時金、療養費などは、医療費として支払った金額から差し引くこととなります。

Q3

アルバイト先の給与収入に対する住民税は、どのように納めればよいのですか。

A3

年末調整を受けている給与以外のアルバイト収入に対する住民税の納付方法は、ご自身で選択することができます。確定申告書の「住民税に関する事項」の「給与・公的年金等に係る所得以外(平成25年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄で給与から差し引きを選択、または特別区民税・都民税申告書の「給与・公的年金等に係る所得以外(平成25年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の徴収方法」欄で特別徴収を選択された場合は、アルバイト分を含めた住民税の全額が給与から差し引かれます。また、普通徴収を選択された場合は、特別徴収分以外の住民税の差額をご本人に通知しますので、ご自身で納めていただきます。

Q4

マイホームを取得した時に、所得税が減額になると聞いたのですが、どのようなものですか。また、取得の際に親から資金の援助を受けたのですが、贈与税はかかりますか。

A4

まず、「所得税」についてですが、所得税の特例として、住宅ローン等を利用しマイホームを取得した場合で、一定の要件を満たすときは、年末残高の合計額を基として計算した金額を所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」などの適用を受けることができます。また、住宅ローンを利用しない場合でも、特定の改修工事(省エネ改修等)などを行った場合に適用される控除もあります。
次に「贈与税」についてですが、贈与税の特例として、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、その住宅取得等資金のうち、一定金額について贈与税が非課税となります(申告書の提出は必要です)。

■パートの給与収入と課税・扶養の関係(表2)

パート給与収入金額	本人の税金		配偶者控除		配偶者特別控除額 (単位：万円)	
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
100万円まで	課税されない		対象になる		0	
100万円超　103万円未満	課税される					
103万円						
103万円超　105万円未満			対象にならない			
105万円以上 110万円未満					33	38
110万円以上 115万円未満					33	36
115万円以上 120万円未満					31	31
120万円以上 125万円未満					26	26
125万円以上 130万円未満					21	21
130万円以上 135万円未満					16	16
135万円以上 140万円未満					11	11
140万円以上 141万円未満					6	6
141万円以上					3	3
	0	0				

■公的年金等収入と課税・扶養の関係(表3)

	公的年金等収入金額	本人の税金		扶養控除	
		住民税	所得税	住民税	所得税
65歳未満（昭和23年1月2日以後に生まれた方）	105万円以下	課税されない		対象になる	
	105万円超 108万円以下				
	108万円超	課税される		対象にならない	
65歳以上（昭和23年1月1日以前に生まれた方）	155万円以下	課税されない		対象になる	
	155万円超 158万円以下				
	158万円超	課税される		対象にならない	

③公的年金等収入は雑所得に区分されます。

自動車税と軽自動車税

Q5

自動車税と軽自動車税とは、どのような場合にかかってくるのですか。

A5

自動車税と軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)にかかる税金です。
自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず手続きをしてください。
また、軽自動車税は月割の制度がないため、平成25年4月1日までに廃車手続きをしないと、25年度分の税金が1年分課税されます。

■軽自動車税・自動車税の登録・廃車の手続場所(表4)

	車種	ところ
軽自動車税	原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134
	軽三輪自動車・軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所(足立区入谷8-10-8) ☎3897-5675
	軽二輪自動車・二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所(足立区南花畑5-12-1) テレホンサービス ☎050-5540-2031
自動車税	上記以外の自動車(大型特殊自動車を除く)	

④自動車税(軽自動車税を除く)の課税内容等については、東京都都税総合事務センター ☎0570-064-171または自動車税テレホンサービス ☎5985-7815にお問い合わせください。

不明な点がある方や、さらに詳しいことをご存知になりたい方は、4面に掲載の問合せ先へお気軽にご相談ください。

平成25年度から適用される住民税(特別区民税・都民税)の主な改正点

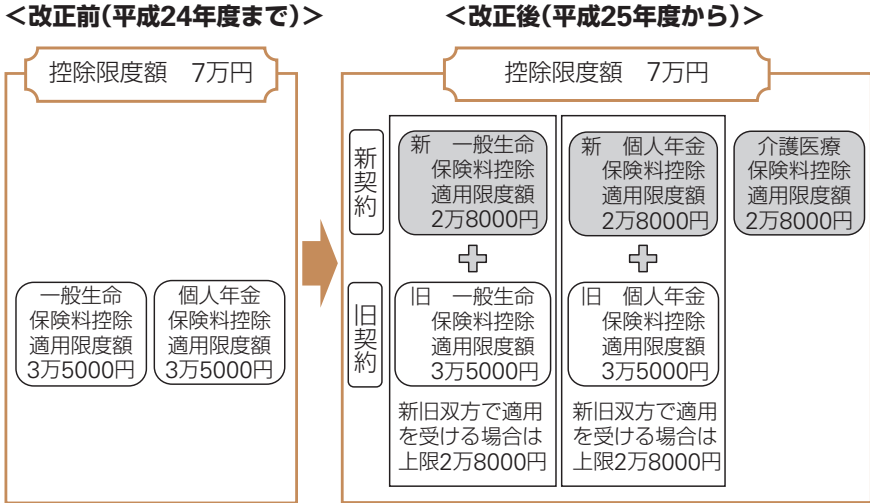
生命保険料控除の改正

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)のうち一般生命保険料の枠を分離し、介護・医療保障を内容とする主契約または特約の支払保険料について、「介護医療保険料控除」が新設されました。

それに伴い、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の各適用限度額が2万8000円に変更され、介護医療保険料控除も同額となります。

なお、23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の控除については、区分・計算方法とも変更はありません。また、全体の控除限度額も7万円のままで変更はありません。

■生命保険料控除の改正概要



中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々が受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 松田 萌(本所中)、樋谷結芽(都両国高附属中)	【公益財団法人全国法人会総連合会長賞】 戸田 美砂子(吾孀第二中)
【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 斉藤 久美子(錦糸中)	【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 鈴木七海(寺島中)
【本所税務署長賞】 松本一暉(安田学園中)、中山 葵(都両国高附属中)	【向島税務署長賞】 三好未散(吾孀第一中)、片桐悠貴(向島中)
【東京都墨田都税事務所長賞】 加藤七海(豎川中)	【東京都墨田都税事務所長賞】 平山 あかり(寺島中)
【墨田区長賞】 三沢良美(錦糸中)	【墨田区長賞】 木谷実穂(立花中)
【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】 近藤浩然(錦糸中)	【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】 石川大樹(鐘淵中)、大澤 あかね(文花中)
【東京税理士会本所支部長賞】 田中 友(安田学園中)	【東京税理士会向島支部長賞】 三宅浩史(向島中)
【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】 奥田愛花、鈴木寛代、ハパンナ 麻友里、廣瀬駿平(墨田中)、安藤 理紗子、金子菜摘、定家美子、山崎千聖(本所中)、石川皓大、林田三奈、門前 友里佳(両国中)、絵面玲那、太田皆美(豎川中)、大塚 くるみ(錦糸中)、浅野里莉、平田香凜(都両国高附属中)、川添夏実、小林大峻、齋藤佑多、田中賢吾、則岡沙羅(日大一中)、栗原欣也(安田学園中)	【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】 佐々木 暉、山口 菜々子(吾孀第一中)、岩井晏子、吉岡 聖(吾孀第二中)、臼井華映(寺島中)、佐賀奏美、竹石善一、奈良汐里(向島中)、川根 将(鐘淵中)、佐藤訓央(立花中)、鈴木悠太、西崎伝錦(文花中)

退職所得の分離課税に係る所得割等の計算方法の変更

平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等から、退職所得の分離課税に係る住民税の所得金額と所得割額の計算方法が変更になりました。

▶退職所得の分離課税に係る住民税

所得割の額を10%減額する特例措置の廃止

▶勤続年数5年以下の法人役員等に対する退職手当等について、退職所得控除後の金額の2分の1を退職所得とする措置の廃止

■退職所得の分離課税に係る住民税の変更概要

変更前(平成24年12月31日までに支払われた退職手当等)	変更後(平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等)
特別区民税所得割額 〔(退職手当等の額－退職所得控除の額)×2分の1〕(1000円未満切捨て)×6%×0.9(100円未満切捨て)	特別区民税所得割額 〔(退職手当等の額－退職所得控除の額)×2分の1〕(1000円未満切捨て)×6%(100円未満切捨て)
都民税所得割額 〔(退職手当等の額－退職所得控除の額)×2分の1〕(1000円未満切捨て)×4%×0.9(100円未満切捨て)	都民税所得割額 〔(退職手当等の額－退職所得控除の額)×2分の1〕(1000円未満切捨て)×4%(100円未満切捨て)

⑦勤続年数5年以下の法人役員等については、2分の1とする措置の適用はありません。

証券税制に係る変更点

上場株式等の配当所得および譲渡所得に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)の適用期間が2年延長され、平成25年12月31日までとなりました。また、非課税口座内の

少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置の創設が2年延期され、27年1月1日からとなりました。

■上場株式等の配当所得および譲渡所得に係る変更概要

期間	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から
税率	10%(所得税7%、住民税3%)	20%(所得税15%、住民税5%)

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に、「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々が受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
社団法人本所法人会	公益社団法人向島法人会
【墨田区長賞】 近藤広都(二葉小)	【墨田区長賞】 志田彩香(第三吾孀小)
【本所税務署長賞】 尾崎遼平(二葉小)	【向島税務署長賞】 太田和敏(第二寺島小)
【東京都墨田都税事務所長賞】 間中美宇(二葉小)	【東京都墨田都税事務所長賞】 長南芽依(第三吾孀小)
【墨田区教育委員会賞】 張 伊琳(二葉小)	【墨田区教育委員会賞】 竹田 想(第三吾孀小)
【本所法人会長賞】 雁部実夏(小梅小)	【向島法人会長賞】 山口和真(隅田小)
【本所法人会女性部会長賞】 小原華佳(緑小)	【向島法人会女性部会長賞】 早乙女 卓(第三吾孀小)
【入選】 小花衣 美悠(両国小)、山田雄登(言問小)、黒羽秀真、福島 葵(小梅小)、綾部伊純、松谷航弥(緑小)、坂井優友(柳島小)、今井 遼(二葉小)、増田明花(中和小)、沼辺国太(外手小)	【入選】 竹内智美、小山麗晏(立花吾孀の森小)、栗田和奏、利根川 千博、宮崎俊和(第一寺島小)、加藤彩乃、榎 雪乃(第三吾孀小)、齋藤 響、渡辺美言(隅田小)、堀澤空絵(八広小)

■国税(所得税の確定申告、e-Taxの利用方法、所得税の住宅ローン控除、贈与税、消費税など)

- ▶本所税務署(業平1-7-2) ☎3623-5171
- ▶向島税務署(東向島2-7-14) ☎3614-5231
- *国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からは、確定申告書の作成・印刷や、e-Taxを利用して直接、電子申告をすることもできます。

■都税(固定資産税、個人事業税など)

- ▶墨田都税事務所(業平1-7-4) ☎3625-5061
- *個人事業税・法人事業税・法人都民税・地方法人特別税については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1)☎3841-1271にお問い合わせください。

税についての問合せ先

■区税(特別区民税・都民税、住民税の住宅ローン控除、軽自動車税など)

区民部税務課(区役所2階)

- ▶申告、課税額、住民税の住宅ローン控除等 ☎5608-6135(課税係)
- ▶納税相談 ☎5608-6142(納税係)
- ▶口座振替(自動払込) ☎5608-6133(税務係)
- ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ☎5608-6008(税務係)
- ▶軽自動車税 ☎5608-6134(税務係)